

山本地域振興局消防用設備等保守点検業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

山本地域振興局庁舎及び大型車両車庫棟ほかに設置している消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等について、同法第17条の3の3の規定に基づく定期点検及び設備等の調整・清掃等を委託業務として行う。

2 設置場所等

- (1) 所在地 秋田県能代市御指南町1番10号
- (2) 名称 山本地域振興局庁舎及び車庫棟ほか
- (3) 用途 事務所（消防法施行令別表第一第15項該当）
- (4) 構造・規模 庁舎（鉄筋コンクリート造3階建、延床面積3,349.50㎡）
大型車両車庫棟（鉄骨造2階建、延床面積1,295.40㎡）
普通車両車庫棟（鉄骨造平屋建、延床面積280.50㎡）
山本地域振興局職員会館（鉄筋コンクリート造2階建、延床面積271.44㎡）

3 消防用設備等の種類等

消防用設備等の種類は、自動火災報知設備（配線含む）、屋内消火栓設備（配線及び非常電源含む）、消火器具、避難器具及び防火・排煙設備とし、数量等の詳細は別に示す内訳表のとおりとする。

4 委託業務従事者

委託業務に従事する者は、消防用設備等の種類に応じたそれぞれの消防設備士免状の交付を受けている者又は消防設備点検資格者とする。

5 実施方法

消防庁告示第9号（平成16年5月31日）の規定に基づき消防庁長官が定めた点検方法により行い、その過程において必要とされる設備等の調整や清掃等も実施すること。

また、点検結果報告書は同規定による様式により作成するものとし、必要に応じて消防機関に提出するよう指示するときがある。

6 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日までの期間内で実施し、具体的な点検実施日は協議のうえ決定する。

- (1) 1回目の点検の種別は機器点検及び総合点検とし、契約日の翌日から令和8年9月30日までの期間内に実施すること。ただし、消防訓練と同時に実施する場合で、期間内に消防訓練が実施出来ない場合は、実施期限に関係なく消防訓練と同時に実施すること。
- (2) 2回目の点検の種別は機器点検とし、令和9年3月1日から令和9年3月15日までの期間内に実施すること。ただし、点検実施日の協議の結果、やむを得ず期間内に実施出来ない場合は、完了報告期限である令和9年3月31日までに完了報告書類が提出出来るよう速やかに実施すること。

7 提出書類

(1) 点検結果報告書

6の(1)の報告書は令和8年10月15日まで、同(2)の報告書は令和9年3月31日までに正副2部ずつ提出すること。ただし、6(1)の点検実施日が実施期限を過ぎた場合は、別途指示した期限までに6の(1)の報告書を提出すること。

(2) 建築保全業務計画書並びに業務責任者通知書

委託業務の計画内容を記載した書面並びに業務責任者を記載した書面（いずれも指定様式）

(3) 委託業務完了通知書

委託業務が完了した期日等を記載した書面（指定様式）

8 その他

委託業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、委託者の職員へ協議するものとする。